

ご存知ですか？

国民年金保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業など)で、次の事情により保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

▼免除申請(全額・半額)

前年所得が一定基準以下で収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または半額(半額の保険料を納めることが必要)が免除されます。

▼若年者納付猶予

就職が困難あるいは失業等で収入がなく、保険料の納付が困難な30歳未満の方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

○いずれの申請も毎年手続きが必要になります。

○4月分から6月分までは前々年中の所得、7月分から翌年6月分までは前年中の所得を基準に審査します。

○免除申請・納付猶予の承認は平成18年7月までに申請した方については、要件に該当した場合、平成17年4月までさかのぼって承認されます。

▼学生納付特例

学生本人の所得が118万円以下である

場合、申請書を提出し承認されると、保険料の納付が猶予されます。ただし毎年届出が必要でです。

申請手続きの際には、年金手帳・印かん(本人が署名する場合は不要)・在学証明書または学生証(コピー可)を用意してください。

対象となる学校が拡大しました

平成17年4月から全ての各種学校(1年以上の課程に在籍している人に限る)が対象となります。

▼追納について

免除・猶予の制度を受けた期間の保険料は10年以内ならさかのぼって納めることができます(これを追納といいます)。

追納することによって老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年目以降追納する場合は、当時の保険料に加算金がかかりますので、早めの「追納」をおすすめします。

◎問い合わせ 町民課 内線275



戦没者等のご遺族の皆様へ

特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

対象となるご遺族は次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者

原子爆弾被爆者に

見舞金を支給

町では、原子爆弾被爆者の方に、福祉の増進に寄与することを目的として、見舞金を支給します。

○対象者 4月1日現在、町内に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けている方

○支給方法 見舞金支給申請(申請書は総務課に用意)により支給します。

○申請の交付 7月1日(金)～8月12日(金)

○持参する物 被爆者健康手帳、認印、振込先のメモ

○見舞金の額 60,000円

◎問い合わせ 総務課 内線213

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等と生計関係を有しており、かつ、戦没者等と氏が同じである①父

母②孫③祖父母④兄弟姉妹

4. 前記3以外の①父母②孫 ③祖父母

④兄弟姉妹

5. 前記1から4以外のご遺族で戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた三親等内の親族

◎請求窓口・問い合わせ

福祉課 内線303

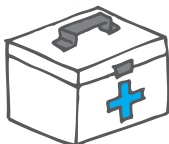
日本赤十字社資金のお礼

5月に、各地区の日赤協賛員(区長)を通じて、各家庭に日赤社資金をお願したところ、総額2,879,099円の募金が集まりました。温かいご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では、いただいたご厚意により、災害救護や献血、国際救護事業、救急法等の講習、社会福祉などの活動を積極的に続けてまいります。

また、大磯町分區では、引き続き救急法講習会や町災害救護奉仕団への助成などの事業を行ってまいります。

今後とも、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。



◎問い合わせ

日本赤十字社神奈川県支部 大磯町分區(福祉課内) 内線303